

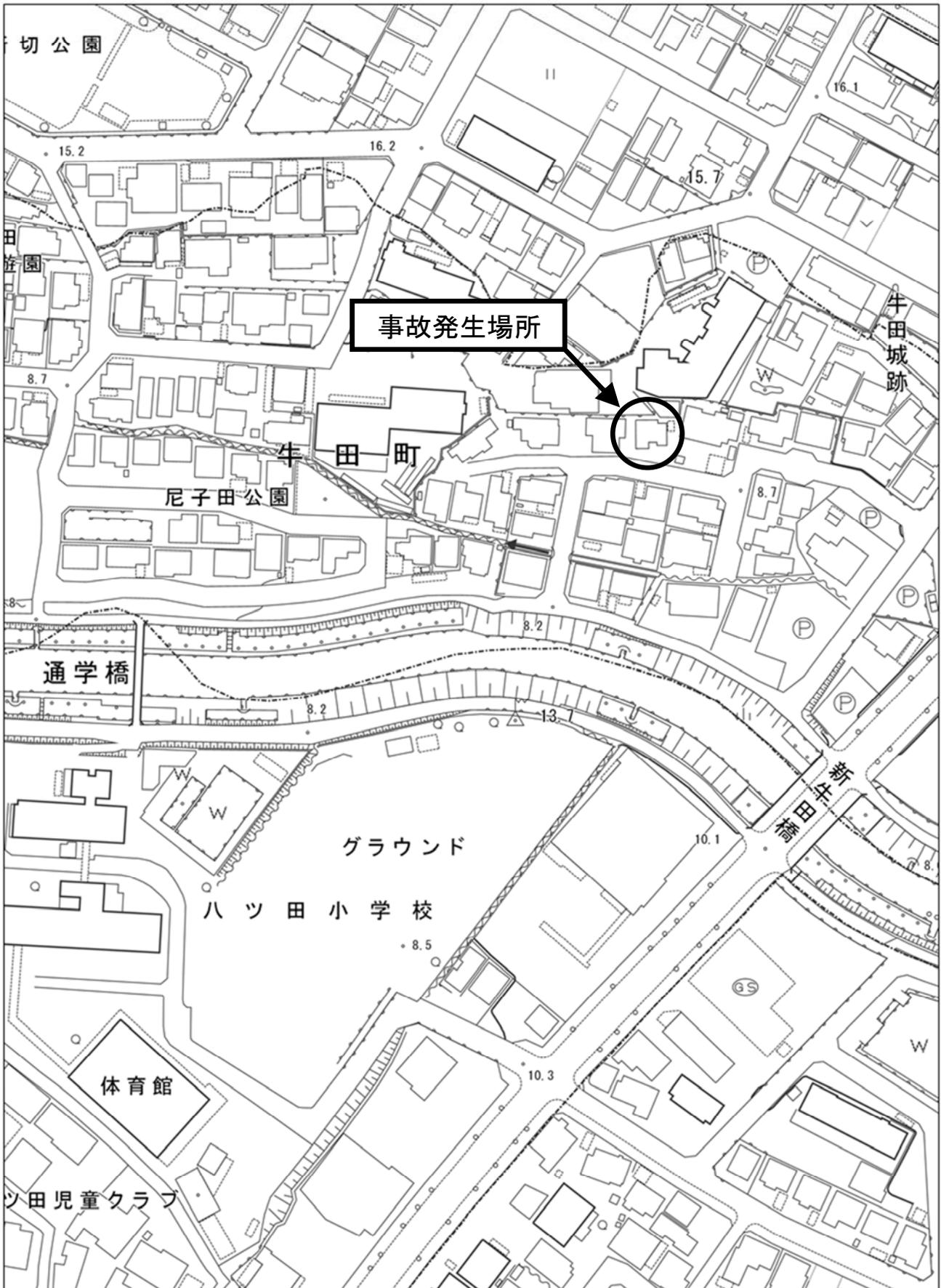
令和 5 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

位置図



位置図



知立市個人情報保護法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び知立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年知立市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）の集合物とする。

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第7条 市の機関は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続)

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書によるものとする。

(保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法)

第9条 法第87条第1項の規定により、市の機関が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第11条第1項第2号において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第11条 条例第5条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市の設置する複写機により写しを作成する場合及び市の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格A列3番、A列4番、B列4番又はB列5番の用紙を用いる場合に限る。） 白黒にあつては1枚につき10円、カラーにあつては1枚につき50円

(2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費

(3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法とする。

（訂正請求書等）

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付

ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第16条 市の機関は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書によるものとする。

(利用停止請求書等)

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書によるものとする。

(審査会への諮問)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

(1) 開示決定等 諮問書 (開示決定等)

(2) 訂正決定等 諮問書 (訂正決定等)

(3) 利用停止決定等 諮問書 (利用停止決定等)

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書 (開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為)

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(知立市個人情報保護規則の廃止)

2 知立市個人情報保護規則（平成13年知立市規則第24号）は、廃止する。

知立市情報公開条例の一部改正案新旧対照表（附則第4条関係）

（議案第2号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（他の制度との調整） 第17条 この条例は、法令（<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を除く。</u>）又は他の条例の規定により公文書を開覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。</p>	<p>（他の制度との調整） 第17条 この条例は、法令又は他の条例（<u>知立市個人情報保護条例（平成13年知立市条例第29号）を除く。</u>）の規定により公文書を開覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書については、適用しない。</p>

知立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第3号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 知立市情報公開条例(平成13年知立市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び知立市議会個人情報保護条例(令和5年知立市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知立市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>イ 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関</p> <p>ウ 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長</p> <p>(2) 公文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等(次条第1号において「開示決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。</p> <p>(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 知立市情報公開条例(平成13年知立市条例第28号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度及び知立市個人情報保護条例(平成13年知立市条例第29号。以下「個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知立市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p><u>(用語)</u></p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、情報公開条例及び個人情報保護条例において使用する用語の例による。</p>

改正後	改正前
<p><u>1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）</u></p> <p><u>イ 議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第4号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）</u></p> <p><u>（所掌事項）</u></p> <p><u>第2条の2 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p><u>（1） 情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</u></p> <p><u>（2） 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</u></p> <p><u>（3） 知立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年知立市条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u></p> <p><u>（4） 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項</u></p> <p><u>（5） 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u></p> <p><u>（6） 番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</u></p>	<p><u>（所掌事務）</u></p> <p><u>第2条の2 審査会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べるものとする。</u></p> <p><u>（1） 情報公開条例又は個人情報保護条例の規定により諮問された審査請求</u></p> <p><u>（2） 個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴き、又は報告することとされた事項</u></p> <p><u>（3） 番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</u></p> <p><u>（4） 情報公開制度又は個人情報保護制度に関する重要事項</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る事項</u> (調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、<u>公文書又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>公文書又は保有個人情報</u>の開示を求めることができない。</p> <p><u>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p><u>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u> <u>（意見の陳述）</u></p> <p><u>第6条 審査会は、審査関係人から申出があったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u> <u>（意見書等の提出）</u></p> <p><u>第7条 審査関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>（提出資料の写しの送付等）</u></p> <p><u>第8条 審査会は、第5条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい</u></p>	<p>(調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、<u>当該実施機関</u>に対し、<u>開示決定等に係る公文書</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>公文書</u>の開示を求めることができない。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>う。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p>（調査審議手続の非公開）</p> <p><u>第9条</u> 審査会の行う審査請求に係る<u>調査審議</u>の手続は、公開しない。 （庶務）</p> <p><u>第10条</u> 略 （委任）</p> <p><u>第11条</u> 略 （罰則）</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<p>（審議手続の非公開）</p> <p><u>第6条</u> 審査会の行う審査請求に係る<u>審議</u>の手続は、公開しない。 （庶務）</p> <p><u>第7条</u> 略 （委任）</p> <p><u>第8条</u> 略 （罰則）</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

知立市特別保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第4号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(延長保育の実施)</p> <p>第2条 延長保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）であって保育所（認可外保育所を除く。）への入所の承諾を受けたもの（以下「入所児童」という。）のうち、市長が別に定める通常保育の保育時間を超えて保育が必要なものについて、規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>(私的契約児保育の実施)</p> <p>第7条 私的契約児保育の実施は、定員に余裕がある保育所において、<u>法第19条第2号</u>に規定する小学校就学前子どもに該当しない児童（当該年度の初日において満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）について、規則で定めるところにより行うものとする。</p>	<p>(延長保育の実施)</p> <p>第2条 延長保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）であって保育所（認可外保育所を除く。）への入所の承諾を受けたもの（以下「入所児童」という。）のうち、市長が別に定める通常保育の保育時間を超えて保育が必要なものについて、規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>(私的契約児保育の実施)</p> <p>第7条 私的契約児保育の実施は、定員に余裕がある保育所において、<u>法第19条第1項第2号</u>に規定する小学校就学前子どもに該当しない児童（当該年度の初日において満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）について、規則で定めるところにより行うものとする。</p>

知立市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第5号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(設置及び担当事務)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。</p> <p>(1) 推進法第8条の規定による知立市次世代育成支援対策行動計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、知立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(設置及び担当事務)</p> <p>第2条 次に掲げる事務を担当させるため、子ども・子育て会議を置く。</p> <p>(1) 推進法第8条の規定による知立市次世代育成支援対策行動計画に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めること。</p>

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第6号、参考資料)

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p><u>第10条 略</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(設備の基準)</p> <p><u>第8条 略</u></p>

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p><u>第13条 略</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第16条 略</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p>	<p>(職員)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第13条 略</u></p> <p>(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)</p>

改正後	改正前
<p><u>第17条</u> 略 （秘密保持等）</p> <p><u>第18条</u> 略 （苦情への対応）</p> <p><u>第19条</u> 略 （開所時間及び日数）</p> <p><u>第20条</u> 略 （保護者との連絡）</p> <p><u>第21条</u> 略 （関係機関との連携）</p> <p><u>第22条</u> 略 （事故発生時の対応）</p> <p><u>第23条</u> 略</p>	<p><u>第14条</u> 略 （秘密保持等）</p> <p><u>第15条</u> 略 （苦情への対応）</p> <p><u>第16条</u> 略 （開所時間及び日数）</p> <p><u>第17条</u> 略 （保護者との連絡）</p> <p><u>第18条</u> 略 （関係機関との連携）</p> <p><u>第19条</u> 略 （事故発生時の対応）</p> <p><u>第20条</u> 略</p>

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第7号、参考資料)

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第13条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第13条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前
<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条</u></p>	<p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい</p>

改正後	改正前
<p><u>第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の</p>	<p>る<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 略</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の</p>

改正後	改正前
<p>額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウにおいて同じ。） 7万7,101円</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 教育・保育給付認定保護者が養育し、かつ、当該教育・保育認定保護者と生計を同じくする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合にお</p>	<p>額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)及びウにおいて同じ。） 7万7,101円</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 教育・保育給付認定保護者が養育し、かつ、当該教育・保育認定保護者と生計を同じくする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合にお</p>

改正後	改正前
<p>ける法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p>	<p>ける法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）に対する副食の提供（ア又はイに該当するものを除く。）</p>
<p>エ 略</p>	<p>エ 略</p>
<p>(4)・(5) 略</p>	<p>(4)・(5) 略</p>
<p>5・6 略</p>	<p>5・6 略</p>
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p>	<p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条</u>の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p>
<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p>	<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p>	<p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p>

改正後	改正前
<p>(5)～(11) 略</p> <p><u>第26条 削除</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同</p>	<p>(5)～(11) 略</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同</p>

改正後	改正前
<p>号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の<u>同条第</u></p>	<p>号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の</p>

改正後	改正前
<p><u>1号</u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3</p>	<p>は「<u>の同項第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、<u>法第19条第1号第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用してい</p>

改正後	改正前
<p>歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、<u>第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで</u>の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設</p>	<p>る満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで<u>及び第23条から第33条まで</u>の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるの</p>

改正後	改正前
<p>型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げ</p>	<p>は「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号</p>

改正後	改正前
<p>る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは、「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>法第46条第1項</u>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア、イ又はウに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>

知立市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第9号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 一時預かりに関する事業</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u> (利用者の範囲)</p> <p>第4条 ひまわり園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第1号に係る事業 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けた市内に住所を有する保護者の児童のうち、<u>小学校就学の始期に達するまでのもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号及び<u>第5号</u>に係る事業 市内に住所を有する児童及びその保護者その他市長が必要と認める者</p> <p><u>(4) 前条第4号に係る事業 次条第1項の規定により前条第1号に掲げる事業の利用の許可を受けた者の児童のうち、保護者の就労その他の規則で定める事由により家庭において保育を受けることが一時的に困難となったもの</u> (利用の許可)</p> <p>第5条 <u>第3条第1号、第2号又は第4号</u>に掲げる事業を利用しようとする<u>児童の保護者</u>は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 知立市立ひまわり園（以下「ひまわり園」という。）は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業 (利用者の範囲)</p> <p>第4条 ひまわり園を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第1号に係る事業 法第21条の5の5第1項の規定による通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受けた市内に住所を有する保護者の児童のうち、<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号及び<u>第4号</u>に係る事業 市内に住所を有する児童及びその保護者その他市長が必要と認める者</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>第3条第1号又は第2号</u>に掲げる事業を利用しようとする<u>者は</u>、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(費用の負担)</p> <p>第9条 <u>第3条第1号、第2号又は第4号</u>に掲げる事業に係る利用の許可を受けた者は、市長の指定する日までに当該事業に係る費用の額を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>第3条第1号又は第2号</u>に掲げる事業に係る費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に定める額とする。</p> <p>3 <u>第3条第4号</u>に掲げる事業に係る費用の額は、30分以内の利用にあっては100円とし、30分を超える利用にあっては100円にその超える時間30分以内ごとに100円を加算した額とする。</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、第2項の費用の額が0円となる者からは、前項に掲げる費用を徴収しない。</u></p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第9条 <u>第3条第1号又は第2号</u>に掲げる事業に係る利用の許可を受けた者は、市長の指定する日までに当該事業に係る費用の額を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項</u>の費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に定める額とする。</p>

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第10号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.44</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.2</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万4,200円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,200円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>1万6,800円</u></p>	<p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>1万5,800円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>8,400円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>7,900円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万2,600円</u> (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万1,850円</u> (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</p>

改正後	改正前
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万6,940円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,760円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>5,880円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>8,820円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万2,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,400円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>4,200円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>6,300円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万5,540円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,060円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>5,530円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>8,295円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>3,950円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>5,925円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万</p>

改正後	改正前
<p>円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,840円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,680円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,520円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,630円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,050円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,680円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>附 則</p>	<p>円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,440円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,580円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,370円</u></p> <p>ウ～カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,330円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,550円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,100円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p>1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>4～14 略 (被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>15 当分の間、第23条第1項第1号ア中「<u>1万6,940円</u>」とあるのは「<u>1万7,666円</u>」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「7,300円」と、同号オ中「8,190円」とあるのは「8,541円」と、同項第2号ア中「<u>1万2,100円</u>」とあるのは「<u>1万3,310円</u>」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「5,500円」と、同号オ中「5,850円」とあるのは「6,435円」と、同項第3号ア中「<u>4,840円</u>」とあるのは「<u>6,776円</u>」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「2,800円」と、同号オ中「2,340円」とあるのは「3,276円」と、同条第2項第1号ア中「<u>3,630円</u>」とあるのは「<u>3,267円</u>」と、同号イ中「<u>6,050円</u>」とあるのは「<u>5,445円</u>」と、同号ウ中「<u>9,680円</u>」とあるのは「<u>8,712円</u>」と、同項第2号ア中「1,500円」とあるのは「1,350円」と、同号イ中「2,500円」とあるのは「2,250円」と、同号ウ中「4,000円」とあるのは「3,600円」とする。</p>	<p>1・2 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>4～14 略 (被保険者均等割額の減額の特例)</p> <p>15 当分の間、第23条第1項第1号ア中「<u>1万5,540円</u>」とあるのは「<u>1万6,206円</u>」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「7,300円」と、同号オ中「8,190円」とあるのは「8,541円」と、同項第2号ア中「<u>1万1,100円</u>」とあるのは「<u>1万2,210円</u>」と、同号ウ中「5,000円」とあるのは「5,500円」と、同号オ中「5,850円」とあるのは「6,435円」と、同項第3号ア中「<u>4,440円</u>」とあるのは「<u>6,216円</u>」と、同号ウ中「2,000円」とあるのは「2,800円」と、同号オ中「2,340円」とあるのは「3,276円」と、同条第2項第1号ア中「<u>3,330円</u>」とあるのは「<u>2,997円</u>」と、同号イ中「<u>5,550円</u>」とあるのは「<u>4,995円</u>」と、同号ウ中「<u>8,880円</u>」とあるのは「<u>7,992円</u>」と、同項第2号ア中「1,500円」とあるのは「1,350円」と、同号イ中「2,500円」とあるのは「2,250円」と、同号ウ中「4,000円」とあるのは「3,600円」とする。</p>

国民健康保険税条例の概要について

1 改正内容

国民健康保険税の税率を改正し、基礎課税額を引き上げるもの

(1) 税率 「令和5年度国民健康保険税改正額一覧表」のとおり。

(2) 影響額等

① 基礎課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	671,027,675 円	708,837,255 円	37,809,580 円
1人あたり賦課額	63,257 円	66,821 円	3,564 円

② 後期高齢者支援金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	295,223,268 円	295,223,268 円	0 円
1人あたり賦課額	27,830 円	27,830 円	0 円

③ 介護納付金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	103,008,769 円	103,008,769 円	0 円
1人あたり賦課額	9,710 円	9,710 円	0 円

④ 計 (①+②+③)

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	1,069,259,712 円	1,107,069,292 円	37,809,580 円
1人あたり賦課額	100,797 円	104,362 円	3,564 円

※ 令和5年1月時点における被保険者数(10,608人)及び令和4年度課税所得により推計。

※ 1人あたり賦課額は、小数点以下の端数処理しているため合計と一致しない場合があります。

令和5年度国民健康保険税改正額一覧表

基礎課税額	変更後本則				変更後附則				変更前本則				変更前附則				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	5.44%								5.20%								
均等割	24,200	16,940	12,100	4,840	24,200	17,666	13,310	6,776	22,200	15,540	11,100	4,440	22,200	16,206	12,210	6,216	
均等割子ども	12,100	3,630	6,050	9,680	12,100	3,267	5,445	8,712	11,100	3,330	5,550	8,880	11,100	2,997	4,995	7,992	
平等割	普通世帯	16,800	11,760	8,400	3,360	← 本則と同じ				15,800	11,060	7,900	3,160	← 本則と同じ			
	特定世帯	8,400	5,880	4,200	1,680					7,900	5,530	3,950	1,580				
	特定継続世帯	12,600	8,820	6,300	2,520					11,850	8,295	5,925	2,370				
賦課限度額	650,000								650,000								

後期高齢者支援金課税額	変更後本則				変更後附則				変更前本則				変更前附則				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	2.36%								2.36%								
均等割	10,000	7,000	5,000	2,000	10,000	7,300	5,500	2,800	10,000	7,000	5,000	2,000	10,000	7,300	5,500	2,800	
均等割子ども	5,000	1,500	2,500	4,000	5,000	1,350	2,250	3,600	5,000	1,500	2,500	4,000	5,000	1,350	2,250	3,600	
平等割	普通世帯	7,100	4,970	3,550	1,420	← 本則と同じ				7,100	4,970	3,550	1,420	← 本則と同じ			
	特定世帯	3,550	2,485	1,775	710					3,550	2,485	1,775	710				
	特定継続世帯	5,325	3,728	2,663	1,065					5,325	3,728	2,663	1,065				
賦課限度額	200,000								200,000								

介護納付金課税額	変更後本則				変更後附則				変更前本則				変更前附則			
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額												
所得割	2.28%								2.28%							
均等割	11,700	8,190	5,850	2,340	11,700	8,541	6,435	3,276	11,700	8,190	5,850	2,340	11,700	8,541	6,435	3,276
平等割	5,800	4,060	2,900	1,160	← 本則と同じ				5,800	4,060	2,900	1,160	← 本則と同じ			
賦課限度額	160,000								160,000							

令和 5年 2月 6日

知立市長 林 郁夫 様

知立市国民健康保険運営協議会

会 長 竹本有基 

知立市国民健康保険税の改正について（答申）

令和4年6月20日付け知国第57号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の改正について

（審議結果）

（1）基礎課税額（税率等）の検証について

令和5年度の国民健康保険税基礎課税額を以下のとおりとするのが適当です。

① 基礎課税額について

- ・ 所得割率 100分の5.20を100分の5.44に
- ・ 被保険者均等割額 22,200円を24,200円に
- ・ 世帯別平等割額 15,800円を16,800円に 改める。

（2）課税限度額について

令和5年3月31日の地方税法施行令の改正により国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられることから、課税限度額を以下のように引き上げるのが適当です。

- ① 後期高齢者支援金等課税額課税限度額 200,000円を220,000円に改める。

(検討内容)

平成30年度より国民健康保険制度の改正が行われ、これに伴い、平成29年度の運営協議会で税率等を「概ね3.7%程度を上限として段階的に引き上げることが適当」との審議結果に至りました。

これを踏まえて、当協議会では、課税限度額を引き上げるとしたうえで、令和5年度の税率等は、課税限度額の引き上げ分を含め、3.7%程度引き上げることが適当か審議しました。

財政面については、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、収入が減少する人が増加し、保険税賦課額が減少する見込みではありましたが、被保険者の負担増を抑制するため、令和2年度から令和4年度までは税率等の引き上げは見合わせ、課税限度額の引き上げのみを行い、不足分については基金にて充当してきました。しかしながら、令和5年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果にて県より示された、標準保険税率のうち基礎課税分6.47%と当市の基礎課税分の税率5.20%には大きな乖離があり、また年々被保険者数も減少してきている現状を踏まえると、このままでは国民健康保険事業の安定的な運営を図ることが難しいと考えられることから、令和5年度は応能・応益割合に則り、税率、均等割額及び平等割額の引き上げにより、概ね3.7%引き上げることが適当であると判断しました。

なお、課税限度額の引き上げについては、令和3年度の答申に則り、高所得者層に応分の負担を求めることにより、中・低所得者層の負担緩和につながることから、地方税法施行令の改正に合わせて、速やかに適用するのが適当であるという結論に至りました。

2 今後の対策について

(1) 低所得者に対する知立市の独自軽減について

(審議結果)

知立市の独自軽減においては、令和5年度をもって廃止をするのが適当です。

(検討内容)

資産割廃止後の低所得者層の負担増を抑制することを目的とした独自軽減は、適用から9年が経過し、激変緩和措置としての期間は過ぎたものと判断し

ます。令和3年度の答申と同じく、適用期間10年を目途とする令和5年度までとすることが適当であるという結論に至りました。

3 附帯意見

平成29年度の答申にて税率等を「概ね3.7%程度を上限として段階的に引き上げることが適当」としましたが、令和6年度以降は状況を見ながら協議が必要であると考えます。

平成30年度より国民健康保険制度の改正が行われ、5年が経過しました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。

今後においても逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。

知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第11号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、<u>50万円</u>）を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、<u>42万円</u>）を支給する。</p> <p>2 略</p>

(議案第 1 2 号、参考資料)

認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1281	山屋敷町 3 6 号線	山屋敷町東山	山屋敷町東山	67.6	5.0~9.4	民間土地開発事業
1282	八橋町 1 1 3 号線	八橋町の場	八橋町の場	178.4	5.0~6.0	民間土地開発事業
2364	西町 3 7 号線	西町宮腰	西町宮腰	60.2	5.0~9.3	民間土地開発事業
2365	中山町 5 号線	中山町神狭間	中山町神狭間	168.8	6.0~10.3	民間土地開発事業
2366	中山町 6 号線	中山町神狭間	中山町神狭間	151.0	6.0~8.2	民間土地開発事業
2367	中山町 7 号線	中山町神狭間	中山町神狭間	37.3	6.0~6.0	民間土地開発事業
2368	本町桜木町 1 号線	本町本	桜木町桜木	213.8	16.0~23.0	都市計画道路整備事業
合計	7 路線			877.1		